

看護小規模多機能型居宅介護「きぬの流れ」重要事項説明書
(指定看護小規模多機能型居宅介護)

当事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1)法人名 医療法人社団湘風会
- (2)法人所在地 神奈川県中郡大磯町大磯1188番地
- (3)代表者氏名 理事長 藤田幸子
- (4)電話番号 0463(60)2325
- (5)設立年月日 平成12年5月15日

2 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護
2018年10月1日 宇都宮市指定 第0990100778号

(2)事業の目的

利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練及びその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

- (3)事業所の名称 看護小規模多機能型居宅介護「きぬの流れ」
- (4)事業所の所在地 栃木県宇都宮市中岡本町2389番地1
- (5)電話番号 028(678)2332
- (6)管理者氏名 小野なおみ
- (7)当事業所の運営方針

① 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目的を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練及び日常生活又は療養生活を支援する。

② 事業の実施にあたっては、宇都宮市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

- (8)開設年月日 2018年10月1日
- (9)登録定員 29名(通いサービス18名、宿泊サービス9名)
- (10)居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室	設備の種類 室数	備考
個室	9 室	
居間・食堂コーナー	1 室	
浴室	1 室	
相談室	1 室	

その他 消防設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

3 営業日及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域 宇都宮市

(2)営業日及び営業時間

営業日 365日

営業時間 通いサービス 7時00分から20時00分の時間帯で個人ごとに決定

宿泊サービス 20時00分から翌日7時00分の時間帯で個人ごとに決定

訪問サービス 利用者からの随時の要請に対応

看護サービス 利用者からの随時の要請に対応

なお、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて、柔軟に対応するものとする。また、上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を順守しています。

(1)管理者 1名

・事業所の従事者の管理及び業務の管理

(2)介護支援専門員(計画作成担当者) 1名

・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成

・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町への届出代行

・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言

・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整

(3)介護従事者(看護職員及び介護職員) ___名

○日中(通い) 常勤換算方法で、利用者3人に対して1人以上

○日中(訪問) 常勤換算方法で2人以上

また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員及び宿直職員を配置します。その他、自宅等で暮らしている方々に対して、対応できる体制を確保します。

① 看護職員 ___名

・利用者の衛生管理、看護業務

・主治医の指示による訪問看護業務

・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

② 介護職員 ___名

・利用者の衛生管理及び日常生活全般にわたる介護業務

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下の3つの場合のサービスを提供します。

- (1)利用料金が介護保険の給付の対象となる場合 (介護保険の給付となるサービス)
- (2)利用料金が医療保険の給付の対象となる場合 (医療保険の給付となるサービス)
- (3)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (保険の給付とならないサービス)

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第8条参照)

以下のサービスについては、「介護保険負担割合証」に記載されている割合に応じた金額を負担していただきます。(ア)～(ウ)のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

(ア) 通いサービス

・事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ① 日常生活上の世話及び機能訓練
- ② 食事の提供(ただし、食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。)
- ③ 入浴介助
- ④ 送迎
- ⑤ 居宅サービス

(イ) 訪問サービス

【介護サービス】

・利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気含む)は無償で使用させていただきます。
・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 利用者若しくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ② 飲酒及び利用者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ③ 利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他契約者若しくはその家族に対する迷惑行為

※ 通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

【看護サービス】

・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら看護サービスの提供を行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導

- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(ウ) 宿泊サービス

・当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(エ) 相談・助言等

・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

〈サービス利用料金〉（詳細は別紙のとおり。）

- イ 通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の介護保険利用の額
- ロ 加算 ～ サービス内容等に応じて加算されます。

(2) 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス（契約書第8条参照）

医療保険による訪問看護

イ. 基本利用料

ロ. 医療保険による加算料金 ～ サービス内容等に応じて、加算されます。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金：1泊 2,250円

② 食事の提供(食事代)

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 410円・昼食720円(おやつ代含む)・夕食510円

③ 日常生活上必要となる諸費用(おむつ代・クリーニング代等)

料金：実費

④ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただく事が出来ます。

料金：材料等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容を変更する事由について、変更を行う日から2か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条第5項参照）

前記(1)(2)(3)の料金は、1か月ごとに計算して請求いたしますので、請求月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア 指定口座への振り込み 足利銀行 宇都宮中央支店(103) 普通 5098880
- イ 窓口への持参

ウ ロ座引き落とし

(5)利用の中止、変更（契約書第9条参照）

- ① 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護及び看護を提供します。
- ② 利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止又は変更若しくは新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ③ 前(3)項のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6)看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者との協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(7)サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。またこの記録は5年間保存することとします。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について（契約書第13条参照）

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)個人情報の使用・提供に関する注意事項

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集します。また使用するにあたっては、利用者及び家族の同意をいただきます。

- ① 利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ③ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④ 利用者の様態の変化に伴い、緊急連絡を必要とする場合

7 契約の終了について（契約書第18条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1)要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (2)利用者の契約解除の申し出があった場合
- (3)利用者及び家族の故意又は重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- (4)事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- (5)利用者が死亡した場合

8 サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 管理者又は介護支援専門員

○受付時間 8:30～17:30

○電話番号 028(678)2332

(2)行政機関その他苦情受付機関

【宇都宮市の窓口】

○保健福祉部 高齢福祉課

○受付時間 8:30～19:00

○電話番号 028(632)8989

【公的団体の窓口】

○栃木県国民健康保険団体連合会

○受付時間 9:00～17:00

○電話番号 028(643)2220

9 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、また1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として施設自ら実施するサービスについての評価・点検(自己評価)の結果について、第三者の観点からサービスの評価を行うため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者や利用者家族、地域住民代表者、地域包括支援センター職員、有識者等

開催：隔月で開催

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉

岡本台クリニック、きくち歯科医院、宇都宮東病院、特別養護老人ホームとよさと

11 サービスの第三者評価の実施状況について

実施の状況 年1回実施

12 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所前にパンフレットを設置する他、インターネットホームページ上において公開しています。

13 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

〈消防設備〉

・自動火災報知機、スプリンクラー、消火器等消防法による設備を設置しています。

〈地震、大水等災害発生時〉

・災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

14 サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

(2) 事業所内の設備や機器は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

(3) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。

〈サービス利用料金〉別紙

イ 通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の介護保険利用の額

(1割負担の場合)

介護度	月額料金(自己負担額)
要介護1	12,858円
要介護2	17,990円
要介護3	25,289円
要介護4	28,683円
要介護5	32,445円

ロ 加算

初期加算(登録から30日間)	31円/日
認知症加算(Ⅲ)(対象の方のみ)	785円/月
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,239円/月

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	自己負担額に14.6%を乗じた額
---------------	------------------

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意し、文書の交付を受けました。

【 利用者 】

住 所
氏 名 印

【 契約者 】

住 所
氏 名 印

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【 事業者 】

所在地 神奈川県中郡大磯町大磯1188番地
事業者名 医療法人社団 湘風会
代表者名 理事長 藤 田 幸 子

【 事業所 】

所在地 栃木県宇都宮市中岡本町2389番地1
事業所名 看護小規模多機能型居宅介護
「きぬの流れ」
氏 名 管理者 小 野 な お み 印